

個人町県民税の税額控除

税額控除とは、算出された税額から一定の金額を差し引くものです。

調整控除

所得税と町県民税では、扶養控除などの人的控除額が異なります。所得税から町県民税への税源移譲に伴い、所得税と町県民税の人的控除の差により生じる負担が増加しないよう調整します。

※令和3年度以降、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

1. 町県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

次のAまたはBのいずれか少ない金額×5% = 調整控除額

(A) 人的控除額の差の合計額

(B) 町県民税の合計課税所得金額

2. 町県民税の合計課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の合計額 - (町県民税の課税所得金額 - 200万円) } × 5% = 調整控除額

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

【人的控除額とその差額】

控除	区分	所得税	町県民税	差額
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円
	特別	40万円	30万円	10万円
	同居特別	75万円	53万円	22万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（母）		35万円	30万円	5万円
ひとり親控除（父）		35万円	30万円	1万円（注1）
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除 (注2)	一般	38万円	33万円	5万円
	老人	48万円	38万円	10万円
扶養控除	一般	38万円	33万円	5万円
	特定	63万円	45万円	18万円
	老人	48万円	38万円	10万円
	同居老人	58万円	45万円	13万円
配偶者特別控除 (注3)		38万円	33万円	5万円
基礎控除	※合計所得金額が2,500万円以下まで、一律			5万円

(注1) 調整控除を算出する際は、1万円として計算します。

(注2) 納税義務者本人の合計所得金額により変更となる場合があります。

(注3) 紳士義務者本人及び配偶者の合計所得金額により変更となる場合があります。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年以降に入居された方で、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた後に控除しきれなかった金額がある場合、算出した税額を翌年度の町県民税から控除します。

※特定増改築等に係る住宅借入金等は、控除対象になりません。

【A】入居開始年月日が平成26年3月31日までの場合

次の（1）または（2）のいずれか少ない金額が控除額となります。

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額×5% (97,500円を限度)

【B】入居開始年月日は平成26年4月1日以降の場合

平成26年4月1日以降に入居し、消費税8%または10%で住宅等を購入した場合は、次の

- (1) または（2）のいずれか少ない金額が控除額となります。

※消費税8%または10%以外で購入した場合、控除額の計算方法は上記【A】となります。

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額×7% (136,500円を限度)

寄附金税額控除

都道府県、市区町村や特定の団体などに寄附をした場合、算出した税額を控除します。

対象となる寄附金

- (1) 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- (2) 福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部に対する寄附金
- (3) 福岡県が条例で指定した法人、財団などに対する寄附金

控除額の計算方法

寄附先	控除額
	次のAとBの合計額（ワンストップ特例該当者はA+B+C）
都道府県 ・ 市区町村 (ふるさと納税)	A：基本控除額 (寄附金額 - 2,000円) $\begin{cases} \times 6\% \text{ (町民税)} \\ \times 4\% \text{ (県民税)} \end{cases}$ B：特例控除額 (寄附金額 - 2,000円) \times (※割合1) $\begin{cases} \times 3/5 \text{ (町民税)} \\ \times 2/5 \text{ (県民税)} \end{cases}$ ※町県民税所得割額（調整控除後）の20%を上限とする。
	C：申告特例控除額 <u>(ふるさと納税ワンストップ特例制度のみ)</u> (Bで算出した額) \times (※割合2) $\begin{cases} \times 3/5 \text{ (町民税)} \\ \times 2/5 \text{ (県民税)} \end{cases}$
福岡県共同募金会 日本赤十字社福岡支部 福岡県が条例で 指定する法人	(寄附金額 - 2,000円) $\begin{cases} \times 6\% \text{ (町民税)} \\ \times 4\% \text{ (県民税)} \end{cases}$

1. 寄附金額とは、寄附した合計額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額です。
2. 福岡県が条例で指定した寄附金については「福岡県のホームページ」をご覧ください。

【割合表】

課税総所得金額 - 人の控除差調整額（円）	※割合1	※割合2
195万円以下	84.895/100	5.105/84.895
195万円超～330万円以下	79.790/100	10.21/79.79
330万円超～695万円以下	69.580/100	20.42/69.58
695万円超～900万円以下	66.517/100	23.483/66.517
900万円超～1,800万円以下	56.307/100	33.693/56.307
1,800万円超～4,000万円以下	49.160/100	
4,000万円超～	44.055/100	

※課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除を差し引いた後の金額です。

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の配当所得等または譲渡所得について、配当割や株式等譲渡所得割が課税・徴収された方で、これらの所得について申告した場合は、その額を控除します。

町民税：配当割額または株式等譲渡所得割額 × 3/5

県民税：配当割額または株式等譲渡所得割額 × 2/5

外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税や町県民税に相当する税が課された場合は、日本においても二重の課税とならないよう調整した金額を控除します。